

1 マーリーズ・レビュー

かつてこの欄で、「7匹のシロアリ」と題して、ミード・レポートを作成した英国のシンクタンクIFS (Institute for Fiscal Studies) が、ノーベル経済学者マイリーズ (Mirrlees) 卿を中心とした財政学者を集め、グローバル時代の税制提言「マイリーズ・レビュー」(以下「報告書」)をまとめつつあることを述べた。報告書は秋口にずれ込むようだが、ドラフトを読む研究会を始めた(研究会の成果は、japantax.jpで公表)。

報告書には、世界最先端の税制改革議論が網羅されている。提言の主眼は法人税改革であるが、ここでは、付加価値税(VAT)を取り上げてみたい。というのは、そもそもIFSが30年前に公表したミード報告は、支出税(expenditure tax)を世の中に提言したものとして有名で、今回は、導入から30年以上たった英國ひいてはEUのVATに批判を加えつつ改善案を提言しているからである。

2 VATの課題

ドラフトは、VATとGSTとを対比させ、後者をより進化したものと評価し、具体例としてニュージーランドのGSTを取り上げている。GSTとは、Goods and Services Taxの略で、消費型付加価値税である点でVATと基本的な相違はない。にもかかわらず、VATと対比させるのは、現在EUで採用されているVATが、非課税取引の拡大によるVAT連鎖(チェーン)の切断とそれに伴う価格のゆがみをもたらしていること、ゼロ税率・軽減税率の広がりが、税収を失わせ、本来の広い課税ベースであるべきVATの長所を損ないつつあること、サービスや電子商取引の発達についていくてないこと、輸出免税制度を悪用したVAT不正還付事件(いわゆる回転木馬)の多発等々の問題を抱えていることによる。

批判の中心は、優遇税率(非課税、ゼロ税率・

軽減税率)の問題である。VATは、生産・流通・販売の全段階が課税対象となる優れた税であるが、土地取引や金融・保険サービス、医療・教育・福祉などは非課税の対象となりやすく、また、食料品などは、政治的配慮から、軽減税率・ゼロ税率の対象となりやすい。しかし、低所得者対策という観点からこれらの政策効果を検証すると、他の政策に比べてきわめて非効率である。そこで報告書の素案では、「付加価値税における

ゼロ税率や非課税の廃止、低所得者対策は、所得税減税と給付付き税額控除のセットで行うこと」を提言するとしている。

3 ニュージーランドのGST

ニュージーランドは、1986年にGSTを導入したが、金融服务や公的機関のサービスを課税対象とするなど、きわめて広い課税ベースに単一税率で課税しており、「経渓にもっとも中立的な付加価値税」と言われている。特に、金融服务に対して、登録事業者に限定してゼロ税率を適用することで仕入れ税額控除を認め、VATチェーンの

断ち切りを防いでいる。また、医療・教育をはじめ、公的機関が課す手数料や補助金の受取などもすべて課税対象としている。

逆進性については、所得税制と社会保障で対応している。18歳以下の扶養児童を有する低・中所得世帯を重点的に支援する家族勤労税額控除、中間所得層の個人の負担軽減を目的とした個人勤労税額控除などで対策を行い、基礎控除や配偶者控除は存在しない。消費税は、公共交通サービスに必要な税収を上げることに専念し、所得再分配は、所得税と給付付き税額控除で行うという役割分担の結果、ニュージーランドの所得格差は縮小してきたと評価されている。

金融サービスや医療・教育なども、付加価値税の課税ベースに取り込みうこと、付加価値税の逆進性の緩和を給付付き税額控除で行っていることなど、わが国に示唆する点が大きい。

